

平成29年度

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

『共にささえあい 笑がおで暮らせる地域をめざして』

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の支えあいや介護力の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもり、孤立死や自殺、災害時支援、消費者被害など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化しています。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・生活支援サービスの充実や、生活困窮者の社会的孤立の防止に向けた取り組み、避難行動要配慮者への対応など社会福祉協議会の役割の重要性が今まで以上に問われています。

このような状況を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5か年計画の4年目となる第一次地域福祉活動計画を再点検しながら、計画に基づき、住民参加、協働による市民相互の支えあい活動の促進や、支援を必要とする人の相談支援と地域の共助との協働を推進することにより、市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、施行後3年目の本年度においても、制度の狭間に置かれている生活困窮者の早期自立を支援するため「自立相談支援事業」に併せて、任意事業を引き続き受託実施することで支援のさらなる充実を図ってまいります。

介護サービス事業においては、各事業所の運営方針を再点検して、事業実績につながるように効率的かつ効果的な事業運営に努めます。また、計画的な研修等により、従事する職員個々の資質向上を図り、利用者本位の信頼される良質の介護サービスを提供します。

平成28年3月31日に施行されました社会福祉法の一部改正による社会福祉法人改革では、法案の趣旨に沿って、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」について、積極的に取り組んでまいります。

こうした事業を積極的に行うことにより、誰もが住み慣れた地域で家族や近隣、地域住民とともに、心豊かで健康的ないきいきとした生活が出来る福祉社会の実現を目指して、平成29年度は次の重点目標を掲げ、各事業を推進してまいります。

重点目標

1 法人運営の基盤強化

本所、各支所の組織体制を見直し、それに伴う本所、各支所間の役割分担や連絡調整、適切な人員配置、事務分掌の見直しを行い、また中・長期的な職員体制及び財政計画を策定して法人運営の基盤強化に努めます。

また、社会福祉法の一部改正による社会福祉法人改革に沿って、本会の新たな組織体制を確立し、理事会、評議員会、事務局一体となり法人運営を行い、社会福祉法人としての責務を果たしてまいります。

2 地域福祉の推進

志布志市と一体的に策定しました「志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の平成 26 年度からの 5 か年計画の 4 年目となる本年度においては、基本理念、それを実現するための 3 つの基本目標と取り組みの柱や地区計画の進捗状況を検証し、地区座談会開催等とおして事業評価、見直しを行いながら、計画に沿って地域福祉推進に努めてまいります。

また、福祉圏域での福祉ニーズを的確に捉えて、地域活動の担い手育成を行い、地域住民相互のたすけあい活動(住民参加型在宅福祉サービス等)の仕組みの確立を目指し、地域包括ケアシステムに対応した医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するために関係機関及び団体と連携を図り、個別支援をとおして、地域を支える拠点づくりを推進します。

地域における生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには福祉サービス利用支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて、市と更に連携を図ってまいります。

3 生活困窮者自立支援事業の取り組み

平成 27 年度から全国的にスタートした生活困窮者自立支援制度では、「自立相談支援事業」を市から受託し、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」を相談窓口としています。平成 28 年度は 60 名の相談を受け、生活保護に至る前の段階から生活困窮者を早期に支援し、相談者の状態に応じた包括的、継続的な支援を行っています。

昨年度に引き続き、「就労準備支援事業」及び「家計相談支援事業」を受託実施することで、一般就労に距離のある相談者へ料理教室や就労体験など就労に向けた準備の支援や各種給付手続き、債務整理・滞納整理、貸付あっせん等が必要な相談者の家計改善を支援します。

また、今年度新たに無料職業紹介事業所を開設し、短時間勤務や不定期勤務等柔軟な働き方を望まれる相談者へ仕事の紹介・あっせんを行います。

お一人でも多くの方の願いを実現できるよう、相談者の思いに寄り添いながら支援をさせていただきます。

4 介護保険事業・障害者総合支援事業の取り組み

指定居宅サービス事業者として、法令遵守のもと利用者やその世帯の生活課題を把握して、適切なサービス提供に努めます。

各事業所の今後の事業推進の検討やそれに伴う職員体制の整備、計画的な従業者の研修体制

により、事業の充実、事業収入の増を図り、各事業所の安定した事業経営を目指してまいります。

介護保険法改正による介護予防、日常生活支援総合事業の対応については、その対象事業の積極的な取り組みを検討し、利用者への円滑な介護サービスを提供していきます。

また、地域包括ケアシステムの確立に向けて、社会福祉協議会の地域福祉事業との連携や多職種サービス事業と連携を図ってまいります。

5 財政基盤の確立

持続可能な安定した法人運営を目指すために、平成 29 年度においては、歳入・歳出の見直しを行い、中長期的な財政計画を策定します。

社協体制基盤の確立と事業の充実を図るには、財政基盤の確立が不可欠の要件であるため、最も重要な自主財源である会費について、一般会費の加入促進と特別会員（個人・法人・賛助、施設団体等）の増強を図ります。また、社会福祉充実計画を策定し、各種積立資産の効率的運用により安定した財源確保を図ります。

介護保険事業等の介護サービス事業については、独立採算の経営理念のもと、各事業所の経営見直しによる効率・効果的かつ安定した事業運営に努めます。

新規事業として、障がい者の特定相談支援事業所設立に向けて準備を行い、新たな財源確保を目指します。

また、本会事業活動を積極的に広報し、寄附金や共同募金等の自主財源の確保と拡大を図り、一方で、事業の魅力・必要性を広域に周知し、賛同者を得るファンドレイジングの活用も視野に入れた検討を進めるとともに事務事業を検証し、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう取り組んでまいります。

I. 法人運営部門

1 法人全体の運営

- (1) 組織体制の見直しに伴う諸規程の整備を行い、指揮命令系統を明確化し、法令遵守の法人経営、介護保険事業経営を目指します。
- (2) 本所と支所及び支所間の連携を密にして、福祉サービスの向上を図るとともに、地域に根ざした事業の推進に努めます。また、本所を中心とした組織体制を整え、効率・効果的なサービス提供に努めます。
- (3) グループネットワーク活用等により社協内での情報共有化を図り、円滑な事務事業運営を図ります。
- (4) 事業計画、予算の立案及び計画の進捗度、予算執行状況（事業別）、月次経営収支、業務実施状況を確認し、計画的事業経営に努めます。
- (5) 地域福祉事業、介護保険事業の推進を担う職員の資質向上を目指し、研修計画に基づいた職員研修を実施します。また、広範囲になっていく福祉事業に対応していくために職員への資格取得の機会を促し、より質の高いサービス提供に努めます。
 - ① 課題別研修
 - ② 部門別研修
 - ③ 月例定例会
 - ④ 事業所毎研修

- ⑤ 資格取得への支援（社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等）
- ⑥ 外部研修参加
- (6) 人事制度と評価制度の確立を目指して、平成 29 年度は試行的に実施し、職員個々の能力開発、人材育成を図り、健全で発展性のある法人運営を行います。
- (7) 職員間の交流や健康管理等福利厚生を促進させ、働きやすい職場環境づくりに努めます。

2 財務・人事管理等の組織管理マネジメント

- (1) 本所、支所を含めた人的交流を推進し、事務事業の協働化と情報の共有化を推進します。
- (2) 補助金・委託料のより効果的な事業の発揮や、介護保険事業の業績向上を目指して収入の確保に努めるとともに、人件費の計画的な執行、事務事業の費用対効果の精査による経費の節減、施設の修繕費等の義務的費用に備える引当金の確保に努め、持続可能で安定的な財政運営を推進します。
- (3) 本所、各支所役割分担による人員配置、分掌事務の見直しを行い、効率的で安定した経営に努めます。
- (4) 自主財源確保として、介護保険事業外の「ささえあい事業」、「思いやり基金自動販売機設置事業」や新たな収益事業を研究して積極的に導入します。
- (5) 健全・明朗な透明性のある法人会計に努めます。

3 理事会・評議員会・監事会の開催

社会福祉法人制度改革における社会福祉法人である社会福祉協議会においても高い公共性・非営利性を担保するため、自立的に適正な運営を確保するためガバナンスの強化を図ります。

本会を運営する重要な案件は、その都度理事会・評議員会での審議や監事会による監査等を実施し、その状況を広報紙、ホームページ等で公開し、経営の透明性に努めます。また、理事の参画による部会設置を引き続き検討していきます。

4 本所・支所施設の管理運営

4か所の指定管理施設協定期限が本年度末となる指定管理施設は、これまで社会福祉協議会事務所として、社会福祉を推進する拠点となっておりますが、中長期的な本会の法人運営の方針、財源計画等を見据えて、本所・支所機能の再編を検討し、それに伴う次期指定管理への公募対応を考察しながら指定管理の運営に取り組んでいきます。

5 社会福祉協議会会費の効率的運用

貴重な浄財として社会福祉が推進されている市民一体となった事業の在り方を工夫し、社協が取り組む事業の費用対効果を示し、市民の会費が事業推進における重要性を公開公表していくことにより市民へ理解を深め、会費増額の働きかけを行っていきます。

また、法人等の会員加入促進は勿論、事業賛同していただける、出資法人（企業）の獲得にも力を入れていきます。

Ⅱ. 地域福祉活動推進部門

1 福祉のまちづくり事業の推進

(1) 志布志市地域福祉活動計画に沿った事業の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすために、市民の主体的な参画により、地域福祉事業を総合的かつ計画的に推進し、市民のよりよい福祉の実現と共生・協働のまちづくりを目指すことを目的として、志布志市地域福祉計画と一体となって志布志市地域福祉活動計画に沿って取り組みます。

- ① 住民参加による計画の進行管理
- ② 住民の主体的な計画推進に向けた取り組みへの支援
- ③ 地区座談会の開催
- ④ 推進委員会の開催

(2) 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）の基盤づくり支援

地区社協は、住民にとって最も身近な社会福祉協議会です。21 地区ある地区社協が地区内の困りごとを把握、共有し、その解決に向けた取り組みを市社協と連携して行うことにより、誰もが安心して暮らせる住みよい福祉のまちづくりを進めます。

また、地区社会福祉協議会設置規程の制定に伴い、地区社協の基盤づくりのための支援を行います。

- ① 地区社会福祉協議会規約の整備支援
- ② 志布志市地区社会福祉協議会連絡協議会設置及び会則の整備

(3) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク活動）の推進

住民の生活圏である小地域において、地区社協（校区公民館）及び民生委員児童委員との連携を強化し、一人暮らし高齢者や障がい者等誰もが安心して生活を送れるよう、「見守り」「声かけ」「緊急時の対応」など住民相互の支え合い・助け合い活動を支援しています。

引き続き緊急連絡カードを整備し、地域福祉支援システムによる市社協本所各支所、市、地域包括支援センター、消防署等関係機関での要援護者情報の共有を図ります。

また、民間企業・事業所等との「高齢者等見守り活動協定」締結を進めており（28 年度 107 事業所）、協力事業所から見守り活動の連絡を受けるケースも出てきています。

地域で発生する様々な問題の早期発見に努め、市民誰もが安心・安全な生活を送ることができるように協力事業所の拡充を進めてまいります。

更に地域が抱えている困りごとや課題を把握し、解決できるように住民の支援を行うといった多岐に渡る役割を果たすために、職員を地区社協毎に担当制とし、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するために他機関及び団体（地区社協・福祉団体・ボランティア団体・NPO法人・市・医療機関・介護保険事業所等）と連携を図り、地域課題の個別支援をとおして、個人を支える地域づくりを推進します。

①地区社協への支援と連携強化

- ・地区社会福祉協議会連絡協議会会議の開催
- ・見守り活動研修会（各町）の開催
- ・地区ネットワーク推進会議への参加、情報提供の実施
- ・地区社協主催ふくしの集いへの参加、情報提供、運営費・事業費助成

②地域福祉システムづくり推進委員会の開催

③民間企業・事業所等（電気、ガス、水道、宅配便、郵便局、金融機関、新聞、ガソリンスタンド、商店、介護保険事業所、施設等）との「高齢者等見守り活動協定書」締結によ

る見守りネットワークの強化

④認知症サポーター養成講座、認知症徘徊模擬訓練の実施(地域包括支援センターと協働)

(4) 「支え合いマップづくり」の推進

小地域(自治会)での「支え合いマップづくり」に取り組み、気になる方の把握、困りごと(個別、地域)の把握とその解決に向けた活動を行ないます。

(5) 高齢者ふれあいサロンの拡充・活動の支援

- ① 小地域圏域における高齢者介護予防のためのサロン拡充
- ② 見守り活動(近隣福祉ネットワーク活動)における協力員との交流会の開催
- ③ 高齢者ふれあいサロン運営ボランティア研修会の開催
- ④ 地域交流の場を活用したサロンの開設(地域資源の活用)
- ⑤ 参加者の困りごと把握による身近な生活支援活動へのコーディネート
- ⑥ ニーズに対応したサロンの開設検討、研究

(6) 子育てサロン活動の支援

- ① いつでも集える健康ふれあいプラザの開放
- ② 子育てサロン開設の拡充

(7) 広報活動の充実

- ① 市社協だより「ささえあい」の発行(年6回)
広報委員会において充実した紙面づくり
- ② 市社協ホームページの更新と管理運営、情報公開の促進、SNS(※1注釈)等の手段活用
- ③ 市社協パンフレット(事業紹介)内容の見直し

(8) 思いやり基金付自動販売機設置益金の効果的活用の実施

(9) 志布志市社会福祉大会の開催(ボランティアまつりとの同時開催)

(10) 新たな福祉サービス等の企画

(11) コミュニティワークの技術向上研修(※2注釈)の開催

(12) 生活支援の仕組みづくりの充実(住民参加型在宅福祉サービス事業等)

- ① 資源開発(担い手育成・養成・サービス開発)
- ② 関係機関との連携(市役所・シルバー人材センター・地域包括支援センター・生協・社協ささえあい事業)

(13) 地域公益事業の促進

社会福祉法人一部改正に伴う社会福祉法人改革により、社会福祉法人の社会貢献が必須となり、昨年の第1回市内社会福祉法人連絡会に引き続き、課題解決に向けたあり方検討など開催し、市内一体となった地域公益事業の資源開発に取り組みます。

※1 SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進、サポートする、コミュニティ型のインターネットサイトのこと。「フェイスブック」や「ツイッター」等

※2 コミュニティワークの技術向上研修…個別援助による課題の捉え方・地域住民主体活動を高める側面的援助技術手法・地域社会資源の発掘とマッチング手法・コミュニティマネジメント手法の研修

2 ボランティアセンター事業の推進

(1) ボランティアセンターの機能充実

志布志市ボランティアセンターは、市民のボランティアへの理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、心豊かな社会福祉の増進に資することを目的として、ボランティアセンター運営委員会の意見を聴きながら機能充実に努めます。

また、これまでと同様に、3支所にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを求める人と活動をしたい人とのコーディネート機能の強化を図り、住民が身近にボランティア活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、学校や地域における活動の場づくりをとおして福祉教育を推進し、地域の支えあう関係（共助）の基盤づくりを行います。

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催
- ② ボランティアコーディネーターの研修等による技術向上
- ③ ボランティアに関する相談業務の充実（個人・団体・施設ボランティア登録の促進、ニーズ掘り起し、ボランティアコーディネート）

(2) 情報収集と発信

- ① 様々な媒体の活用
- ② 市社協だより広報紙「ささえあい」のボランティア紙面の充実（年6回発行）
- ③ ホームページ管理運営
- ④ ボランティアセンター便りの発行（年1回）

(3) 人材育成・研修の開催

- ① ボランティア育成講座の開催
- ② 教職員福祉ボランティア育成講座の開催
- ③ ワークキャンプ事業の実施（サマーボランティアスクール）
- ④ 親子福祉体験ツアーの実施（ふれあいボランティア活動事業のポイント達成者を対象）
- ⑤ ボランティア先進地視察研修の実施

(4) 啓発事業の実施

- ① 福祉作文・絵画コンクールの実施
- ② 志布志市ボランティアまつりの開催（社会福祉大会との同時開催）
- ③ 各種イベントへの参加、活動展示コーナー設置

(5) 団体活動支援、ネットワーク化の促進

- ① ボランティア活動保険料助成の実施
- ② ボランティア団体活動助成の実施
- ③ ボランティアのつどいの開催
- ④ NPO法人等の交流・活動支援
- ⑤ 志布志市ボランティア協働笑談会の開催

(6) 志布志市ボランティア連絡協議会との連携及び活動支援

- ① 志布志市ボランティア連絡協議会組織の拡充の支援
- ② 志布志市ボランティア連絡協議会共催による研修会の開催
- ③ 志布志市ボランティアまつりの合同による開催

(7) 防災・災害救援体制の確立

災害ボランティア活動訓練に伴う関係機関・団体との連携

- ① 災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルによる訓練の実施
- ② 大隅地区社会福祉協議会連絡協議会との連携
- ③ 避難行動要支援者情報共有による市や地区社会福祉協議会との連携（平時からの災害に対する情報整備）
- ④ NPO法人・福祉施設や新大隅青年会議所及び企業等との連携

(8) 福祉教育の推進

- ① ボランティア育成事業協力校の指定・連絡会の開催（市内小中学校）
- ② 高校生介護等体験特別事業（県社会福祉協議会受託）の指定高校への支援協力（平成27年度～平成29年度）

- ③ 福祉出前講座の実施（教員向け、児童・生徒向け、一般住民向け）
- ④ 介護事業所等との連携による福祉出前講座の実施
- ⑤ 福祉教育用機材の貸与、市社協職員派遣及び外部講師幹旋等人材派遣の実施
- ⑥ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施（ポイント制度）

(9) ボランティア関連事業

- ① 歳末そば等宅配事業の実施・支援
- ② ふれあいサロンの拡充・活動の支援（高齢者・子育て）
- ③ 高齢者への歌の宅配活動の支援
- ④ 朗読ボランティア活動の支援
- ⑤ 見守り活動（近隣福祉ネットワーク活動）への協力

3 共同募金運動の推進

市民の優しさや思いやりを届ける運動として、志布志市共同募金委員会と志布志市社協がより緊密な連携を図り、地域福祉の推進という共通理解を持って、赤い羽根共同募金の活動や広報を充実させ事業推進を図ります。

- (1) 志布志市共同募金委員会の運営と業務推進
- (2) 一般募金・歳末たすけあい募金配分事業の実施
- (3) 共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施（10月～12月）
- (4) 共同募金各種チャリティイベント事業の開催
- (5) 風水害、火災等の罹災者への迅速な見舞い、援護の実施
- (6) 「共同募金を知ろう！」キャンペーンの展開

4 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社鹿児島県支部と日本赤十字社志布志市地区（市社協）が連携を図りながら事業を推進します。住民、または法人に対しての赤十字事業の趣旨及び必要性について広報・啓発に積極的に協力します。

- (1) 日本赤十字社会員増強運動月間の推進（5月）
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部志布志市地区の業務推進
- (3) 災害時の迅速、適切な救援活動、救援物資の配布・常設展示の実施
- (4) 赤十字講習会の積極的活用
- (5) 赤十字奉仕団研修会の開催協力
- (6) 各地区社協にハイゼックスの常備及び炊き出し訓練の推進

5 福祉団体への支援

- (1) 各福祉団体との連携、協力支援、助成
- (2) 地域福祉活動計画に基づく地域活動事業の推進と連携
- (3) 効果的な助成方法のあり方の検討

Ⅲ. 福祉サービス部門

1 身近な相談支援・相談窓口の充実

- (1) 地域住民の様々な生活上の問題に対して相談に応じ、専門機関等への橋渡しや福祉サービス情報を提供するとともに相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決の向上に努めます。
 - ① 心配ごと相談所の設置（志布志本所、有明支所、松山支所）
 - ② 心配ごと相談所運営のための本所、支所の連携
 - ③ 心配ごと相談員研修の実施
 - ④ 心配ごと相談所の広報周知及び各関係機関との連携
- (2) ふれあいサロンや子育てサロン開催による相談支援の充実
- (3) 見守り活動による身近な地域での相談支援の充実
- (4) 福祉サービス苦情受付、解決窓口の開設、第三者委員による苦情解決体制の充実
- (5) 介護サービス事業、障がい者支援事業、高齢者等訪問給食サービス事業による相談窓口の充実

2 福祉サービス利用支援事業の推進

福祉サービス利用手続きや金銭管理などに困っておられる高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力に不安のある方々の財産や権利を守るため、関係機関との連携により多様な社会資源の活用や情報提供、連絡調整を行い、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

福祉サービス利用支援事業の支援のみならず、生活困窮者自立支援制度を活用することにより、より一層効果的に、利用者の自立支援を図ります。

- (1) 専門員設置による円滑な事業推進
- (2) 利用支援員の確保、指導援助
- (3) 県社協、各関係機関との連携
- (4) 各事業所へのサービス利用の周知強化
- (5) 居宅介護支援事業所や市との連携による利用者への適切な支援
- (6) 本所、各支所の利用支援員の連携、研修会への参加等による事業体制の確立
- (7) 法人後見事業の研究検討

3 各種資金貸付事業の実施

県社協の運営する生活福祉資金の窓口として、必要な世帯に低利又は無利子で資金の貸付を行い、自立更生を支援します。

また、市社協単独の貸付制度として、法外援護資金の適切な貸付と援助指導を行い、低所得世帯の自立更生を図ります。

資金の貸付とともに、しぶし生活自立支援センターとの連携により、より一層効果的に相談者の自立支援を図ります。

- (1) 生活福祉資金貸付事業の実施
 - ① 総合支援資金
 - ② 福祉資金

- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金
- (2) 法外援護資金貸付事業の実施（小口資金貸付事業）
- (3) 生活福祉資金調査委員会の開催
- (4) 生活福祉資金及び法外援護資金償還督促の実施
- (5) 生活困窮に対する利用者と自立相談支援事業との連携

4 生活困窮者自立支援事業への取組み

- (1) 自立相談支援事業（必須事業）～生活困窮者の早期把握と柔軟な就労への繋ぎ～
 - ① 社協各部署（貸付事業、福祉サービス利用支援事業、介護サービス事業（高齢、障がい）、見守り活動など）との連携によるニーズ把握
 - ② 関係機関（障がい者等基幹相談支援センター、市、地域包括支援センター、保健所、民生委員児童委員協議会連合会など）との連携によるニーズ把握
 - ③ 無料職業紹介事業所開設（新規）による、不定期・短時間就労等柔軟な働き方を希望される相談者の就労ニーズに応じた仕事の紹介・あっせん
- (2) 就労準備支援事業（任意事業）～一般就労に距離のある方のための支援～
 - ① 就労準備支援メニュー（料理教室、ウォーキング、ふれあいサロン参加等）の充実
 - ② 就労体験や短時間就労等柔軟な働き方のできる就労の場（協力事業所）の拡充
- (3) 家計相談支援事業（任意事業）～家計の困りごとがある方のための支援～
家計に関する様々な情報（給付、手当、貸付、債務整理等）の把握と活用
- (4) 地域づくり
生活困窮者支援の中で既存のふれあいサロンや住民参加型在宅福祉サービス、ボランティア等地域資源の積極的活用と必要とされる資源開発
- (5) 人材育成
相談員、支援員の相談援助技術向上のためのスーパービジョン、研修会等活用
- (6) センター年間目標値

No	項目	目標値
1	自立プラン作成件数	21名
2	就労者（一般就労）	10名
3	就労系サービス利用者（A型、B型等）	2名
4	増収者（就労、就労体験、年金、給付等）	12名
5	家計収支改善者	12名

IV. 在宅福祉サービス部門

1 高齢者支援事業の推進

- (1) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク事業）の推進
- (2) 敬老訪問の実施（白寿、100歳以上）
- (3) 金婚式の開催
- (4) 地区社協が開催するふくしの集い事業（世代間交流、一人暮らし高齢者の集い等）の支援

- (5) 歳末そば等の宅配事業の実施・支援
- (6) 認知症サポーター養成講座の開催
- (7) 認知症徘徊模擬訓練の実施

2 在宅支援事業の推進

- (1) ささえあい事業（市社協独自事業の身体介護・生活援助事業）の実施
アセスメント手法の充実により他事業との連携
- (2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施（年2回）
- (3) 家族介護者相互交流事業の開催
 - ① 介護者交流会の開催（受託事業、年6回）
 - ② 介護者のつどい「ひまわり」の開催（自主事業、年6回）
- (4) 高齢者等への歌の宅配活動支援
- (5) 福祉機器（特殊寝台、車椅子等）貸与事業の実施
- (6) 障がい者等への朗読ボランティア活動支援
- (7) 住民参加型在宅福祉サービスの充実・強化（おやっとさーびす事業）

3 障がい者支援事業の推進

- (1) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク事業）の推進
- (2) 障がい者戸外ふれあいの1日の実施（年1回）
- (3) 障がい者の社会参加、スポーツ大会等への支援
- (4) 障害者総合支援事業の実施
 - ① 居宅介護事業（障害者ホームヘルプ事業）
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・行動援護
 - ・同行援護
 - ② 地域生活支援事業
 - ・移動支援
 - ・訪問入浴サービス
 - ③ 特定相談支援事業の取り組み
 - ・平成29年度に特定相談支援事業所（サービス利用等計画）の開設にむけて準備を行います。
- (5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実
- (6) 障がい者サロンの支援
そお地区障がい者等基幹相談支援センター及びそお地区自立支援協議会と連携を図り、障がい者サロンの支援します。
- (7) そお地区自立支援協議会との連携
各種障がい者支援事業を実施するそお地区自立支援協議会と連携を図り、事業推進の支援を行います。

4 食の自立支援事業（高齢者等訪問給食サービス）の推進

- (1) 調理・配食体制の整備により利用者に安心、安全なお弁当を届けていくための事業推進
- (2) 利用者への見守り、安否確認の徹底、関係機関との連携
- (3) 職員研修の実施
- (4) 衛生管理の徹底
- (5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実

5 介護サービス事業の事業体制の充実

指定介護事業所として、法令遵守のもと、各事業所の今後の事業継続の検討も含め職員体制の整備や事業推進を見直し、採算性の確保に努めて、安定した事業運営を目指します。

また、市民から信頼されるサービスを提供するために、関係サービス事業所、医療、市、地域包括支援センター等との連携、及び職場内研修の実施、外部研修に積極的に参加して、介護従事者の技術向上を図り、また、職員体制を整備して、利用者の自立支援に向けた質の高いサービス提供に努めます。

介護予防・日常生活総合支援事業については、対象となる介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業について、取り組みを検討して積極的に事業を推進していきます。

また、介護保険法改正による事業所加算の取り組みや処遇改善加算を引き続き積極的に活用して介護職員の処遇改善を行います。

なお、介護保険法改正に対応した事業展開を研究し、各指定事業の推進を行います。

さらに、各介護サービス事業において個別課題を把握し、地域福祉部門との連携により在宅福祉の推進を図ります。

(1) 居宅介護支援事業（介護予防）の実施

- ① 民生委員児童委員及び地域包括支援センターとの連携強化
- ② 内部研修（年3回）
- ③ 外部研修
 - ・主任介護支援専門員研修会
 - ・介護支援専門員実務研修受入研修

(2) 訪問介護事業の実施

- ① 介護予防・日常生活総合支援事業の取り組み

(3) 訪問入浴介護事業の実施

(4) 通所介護事業の実施

- ① 事業所あり方検討
- ② 地域密着型通所介護事業の実施
- ③ 介護予防・日常生活総合支援事業の取り組み
- ④ 事業所だよりの発行（利用者・事業所向け）

(5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実

(6) 個別支援から地域支援への活動展開

- ① 個別援助技術（※注釈3）による個別課題の把握
- ② 地域福祉部門との連携による社会資源の発掘・活用

(7) 介護職員処遇改善の活用による介護職員の処遇改善と介護人材の確保

(8) 地域包括支援センターへの職員派遣及び連携協力（介護支援専門員2名）

(9) 生きがい対応型デイサービス事業の実施

(10) 通年型短期集中予防事業の実施

※3 個別援助技術・課題に直面している個人や家族に対して、その問題解決を援助するために、援助者によって用いられる手法。

V. サービスの質の向上部門

(1) 各関係機関との連携

- ① 在宅、施設、医療と介護サービスの連携強化
- ② 困難事例に対する支援のための地域包括支援センターとの連携
- ③ 他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者との連携

(2) 介護サービス事業職員資質及び専門性の向上

- ① 資格更新制への対応（介護支援専門員）
- ② 研修会への積極的参加による資質向上（介護給付等費用適正化事業研修会・地域包括ケア研修会）
- ③ 苦情解決の対応研修の実施
- ④ リスクマネジメント（事故予防等）研修の実施
- ⑤ 定期的技術研修の実施

(3) 資格取得による質の高いサービスの提供

(4) サービス水準の維持、向上のためのスーパービジョン（※注釈4）の実践

(5) 福祉サービス苦情相談窓口の対応

※4 スーパービジョン…熟練した者（スーパーバイザー）と経験の浅い者（スーパーバイジー）との関係間における対人援助法で、相談援助職が常に専門家としての資質の向上を目指すための教育方法であり、経験の浅い者の自己の盲点について自らが気づくことを促します。